

消 取 引 第 3 5 4 号
令 和 8 年 5 月 12 日

消費者委員会
委員長 鹿野 菜穂子 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公印省略)

特定商取引に関する法律施行令の改正について (諮問)

特定商取引に関する法律施行令 (昭和51年政令第295号) の改正について、
下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律 (昭和51年法律
第57号) 第64条第1項の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象と
して政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特
定商取引に関する法律施行令別表第2 (第11条、第12条関係) の改正を行う
ことについて

以上

対象となる業務

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 66 号）による改正後の資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）（以下「改正資金決済法」という。）に係る以下の業務

- 改正資金決済法第 2 条第 19 項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う同条第 18 項に規定する役務の提供

以上